

千葉県ナイトタイムエコノミー推進支援制度要綱

(趣旨)

第1条 市長は、ナイトタイムエコノミー（夜間における経済活動及び文化活動をいう。）の推進による地域経済活性化及び夜間におけるにぎわいの創出などを目的として、ナイトタイムエコノミー推進に資する事業に対して、予算の範囲内において、補助金の交付を含む支援を行うものとし、その内容に関しては、この要綱に定めるところによる。

2 補助金の交付については、千葉県補助金等交付規則（昭和60年千葉県規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(支援対象者)

第2条 支援対象者は、千葉市内で第3条に掲げる事業を実施するものであり、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 会社 会社法（平成17年法律第86号）第2条第1号に規定する会社をいう。
- (2) 一般社団法人 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）に基づいて設立される社団法人をいう。
- (3) 一般財団法人 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）に基づいて設立される財団法人をいう。
- (4) 公益社団法人 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第2条第1項第1号に規定する公益社団法人をいう。
- (5) 公益財団法人 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第2条第1項第2号に規定する公益財団法人をいう。
- (6) 商業団体 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）に基づいて設立される商店街振興組合、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条第1号に規定する事業協同組合及び経済事業を行う任意の団体で市長が認める者をいう。
- (7) NPO法人 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づいて設立される特定非営利活動法人をいう。

2 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、支援対象者に該当しないものとし、支援期間終了までの間に新たに次の各号のいずれかに該当した者は、将来にわたり支援対象者の資格を失うものとする。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）がその事業活動を支配する者
- (2) 代表者又は役員が暴力団員である者
- (3) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められる者
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営む者
- (5) 宗教活動または政治活動を目的とする者
- (6) 公序良俗に反する等、市長が不相当と認める者

3 第1項各号に加え、市長は、必要と認めるときは、第6条に定める支援事業の募集の際に別に要件を付加することができるものとする。

(支援対象事業)

第3条 支援の対象となる事業(以下「支援事業」という。)は、千葉市におけるナイトタイムエコノミー推進に資する事業で、次の各号に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 千葉市から補助金、負担金等の財政的支援を受けていないこと。
- (2) 千葉市が共催していないこと。
- (3) 市内外からの誘客が見込める事業であること。
- (4) 千葉市内で行われること。
- (5) 日没から日の出までに行われること。
- (6) 平成31年度以降に実施される新規の事業であること。または、既存事業の拡充にあつては、夜間の更なる集客が見込まれること。
- (7) 次年度以降は参加者から徴収する料金あるいは協賛等にて事業を継続して行うことができると見込まれること。
- (8) 夜間照明、プロジェクションマッピング、ステージ、屋台・オープンバーの設置等によって、通常の景観と異なる空間を演出すること。

2 第1項各号に加え、市長は、必要と認めるときは、第6条に定める支援事業の募集の際に別に要件を付加することができるものとする。

(支援内容)

第4条 支援の内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 関係者調整 公共の場の開放や警察との協議等、支援事業実施に向けた関係者との調整支援を行うことをいう。
- (2) 補助金交付 第3条に規定する支援事業の実施に要する費用の補助を行うことをいう。
- (3) プロモーション支援 支援事業の認定、後援を行い、市の広報媒体等でのプロモーションを行うことをいう。

(補助対象経費等)

第5条 第4条第2号に規定する補助の対象となる経費、補助率、補助上限額は、別表のとおりとする。

(支援事業の募集)

第6条 市長は、千葉市ナイトタイムエコノミー推進審議会(以下「審議会」という。)へ諮問を行い、答申を受けた上で、必要に応じて支援事業の募集を行うものとする。

2 市長は、前項の募集に対し、次条第1項に規定する申請があつたときは、第9条の規定により、審議会へ諮問を行い、答申を受けた上で、承認の可否を決定するものとする。

3 第1項の募集を行わない期間における提案は、全て無効とする。

(支援の申請)

第7条 支援を申請しようとする者は、指定する期日までに、千葉市ナイトタイムエコノミー推進事業申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書(様式第1号の2)

(2) 要件確認申立書(様式第1号の3)

(3) その他市長が必要と認める書類

(支援の条件)

第8条 規則第5条の規定により市長が附する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 支援事業の内容、経費の配分又は遂行計画の変更をする場合には、あらかじめ市長の承認を受けること。ただし、事業計画書の補助対象経費の範囲内において、補助対象経費の20%以内での軽微な変更で、かつ当初の事業内容との同一性が認められる範囲内の内容の変更にあっては、この限りでない。

(2) 支援事業を中止し、又は廃止する場合には、あらかじめ市長の承認を受けること。

(3) 支援事業が予定の期間内に完了しない場合、又は支援事業の遂行が困難となった場合には、すみやかに市長に報告し、その指示を受けること。

(4) 市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の一部又は全部を市に納付させることがあること。

(5) 支援事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図ること。

(6) 支援を申請した者又は支援を受けた者は、市長が支援事業に関し報告を求めた場合、又はその職員をして支援に係わる帳簿、書類等を調査させることを必要とした場合は、これに応ずること。

(7) 規則及びこの要綱を遵守すること。

(8) その他市長が必要と認める事項

(事業審査等)

第9条 市長は、第7条に規定する申請書の提出があったときは、審議会へ諮問を行うものとする。

2 市長は、前項の諮問に基づき、答申を受けた上で、承認の可否を決定するものとする。

(支援決定通知)

第10条 市長は、前条2項の答申に基づき、承認することが適当と認めたときは、千葉県ナイトタイムエコノミー推進事業決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

2 市長は、前条2項の答申に基づき、承認することが不适当と認めたときは、千葉県ナイトタイムエコノミー推進事業不決定通知書(様式第3号)により通知するものとする。

(変更等の承認申請)

第11条 本制度の支援を受けることが決定した事業者(以下「支援決定事業者」という。)は、第8条第1号又は第2号の規定により、支援事業の変更、中止、廃止について承認を受けようとするときは、千葉県ナイトタイムエコノミー推進事業変更(中止・廃止)承認申請書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、必要に応じて審議会へ諮問を行い、その答申を受けた上で、当該申請の内容を審査し、支援事業の内容、経費

の配分又は遂行計画の変更（中止又は廃止）について承認の可否を決定し、千葉市ナイトタイムエコノミー推進事業変更（中止・廃止）承認・不承認通知書（様式第5号）により通知するものとする。

（状況報告）

第12条 支援決定事業者は、規則第10条の規定により、市長が必要と認めるときは、支援事業の遂行の状況に関し、千葉市ナイトタイムエコノミー推進事業状況報告書（様式第6号）により、市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の規定による報告を受けたときは、必要に応じて審議会へ諮問を行い、その答申を受けた上で、支援決定事業者に対し、相当の期限を定めて、その改善等を求めるものとする。

3 市長は、支援決定事業者が前項の規定により求められた措置をとらないときは、第10条の支援決定を取り消すことができるものとする。

4 市長は、前項の規定により、支援決定を取り消したときは、第16条第2項の規定により、千葉市ナイトタイムエコノミー推進事業決定取消通知書（様式第11号）により通知するものとする。

（実績報告）

第13条 支援決定事業者は、規則第12条の規定により、支援事業の完了を報告するときは、支援事業の終了後30日以内（当該期限が支援事業が実施された年度の末日を経過することとなる場合には、当該年度の末日まで）に、千葉市ナイトタイムエコノミー推進事業実績報告書（様式第7号）に次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

（1）事業報告書（様式第7号の2）

（2）補助対象経費となる領収書

（3）その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による報告を受けたときは、審議会へ諮問を行うものとする。

（補助額の確定）

第14条 市長は、前条第2項の諮問に基づき、答申を受けた上で、交付すべき補助金の額を確定するものとする。

2 市長は、前項の答申に基づき、交付すべき補助金の額を確定したときは、千葉市ナイトタイムエコノミー推進事業補助金額確定通知書（様式第8号）により通知するものとする。

（補助金の交付）

第15条 市長は、規則第13条の規定による補助金額の確定後、当該補助金を交付するものとする。

2 市長は、支援事業の円滑な遂行を図るために必要と認めるときは、次の各号に掲げる要件をすべて満たす場合において、補助金交付決定額の2分の1を上限額として、事前交付することができる。なお、事前交付は1回に限るものとする。

（1）事業計画に実現性が認められること。

（2）資金計画に妥当性が認められること。

（3）審議会の承認を得ること。

3 支援決定事業者は、規則第16条第1項の規定により、補助金の交付の請求をしようとするときは、千葉市ナイトタイムエコノミー推進事業補助金交付請求書

(様式第9号)を市長に提出しなければならない。

- 4 支援決定事業者は、規則第16条第2項において準用する同条第1項の規定により、補助金の交付の請求をしようとするときは、千葉県ナイトタイムエコノミー推進事業補助金事前交付請求書(様式第10号)及び資金計画書を市長に提出しなければならない。

(決定の取消)

第16条 市長は、支援決定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、支援の決定を取り消すことができるものとする。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金等の交付を受けたとき。

(2) 法令又はこの要綱に違反した場合

- 2 市長は、規則第17条第3項において準用する規則第6条の規定により、支援を取り消したときは、千葉県ナイトタイムエコノミー推進事業決定取消通知書(様式第11号)により通知するものとする。

(返還命令)

第17条 市長は、前条の規定により支援の決定を取り消したときは、既に支払った補助金の全部について、期限を定めて支援決定事業者に対し、その返還を請求するものとし、支援決定事業者はその請求に応じて返還しなければならない。

- 2 前項の規定による返還命令は、千葉県ナイトタイムエコノミー推進事業補助金返還命令書(様式第12号)によるものとする。

(財産の処分の制限)

第18条 規則第20条ただし書に規定する市長が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める期間とする。

- 2 市長が定める期間以前に当該財産を処分しようとするときは、千葉県ナイトタイムエコノミー推進支援制度に係る財産処分承認申請書(様式第13号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 3 市長は前項の規定により承認する場合において、補助金交付の目的を勘案し、支援決定事業者に対し、処分制限のかかる財産を処分した時点での残存価格から財産処分制限期間が経過した時点での残存価格を差し引いた金額の全部又は一部を、市に納付させることができる。

- 4 取得財産等を処分することにより、前項の金額を超えて収入があり又はあると見込まれるときは、市長はその収入の全部又は一部を、市に納付させることができる。ただし、支援決定事業者に交付された補助金の額を限度とする。

(その他)

第19条 この要綱の施行に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別表

補助対象 経費	ソフト 事業	音楽・文芸・ 美術費	演奏料、指揮料、ソリスト料、合唱料、ピアニスト料、 楽器・楽譜借料、舞台監督料、出演料、監修料、演出 料、作曲・編曲料、作詞料、脚本料、著作権使用料、 調律料、振付料、舞台美術・衣装等デザイン料、上映 費、翻訳料、美術作品賃料等
		舞台費	道具等運搬費、作品運搬費、衣装費、かつら・ メイク費、大道具・小道具費、舞台スタッフ費 等
		印刷費	ポスター・チラシ印刷費、プログラム印刷費、図録印 刷費、チケット印刷費、入場整理券印刷費、台本印刷 費
		謝金・人件費	会場整理・警備賃金、原稿執筆謝金、審査員謝金、そ の他日当
		宣伝費	広告宣伝費、入場券等販売手数料
		記録費	録画費、録音費、写真費
		通信費	案内状送付料
		旅費	出演者、講師の交通費及び宿泊料 (必要最低限度のものに限る)
		その他	その他市長が適当であると判断した経費
	ハード 事業	工事請負費	設計費、工事費、工事請負費 (維持、メンテナンス費用は含まない)
会場費・ 演出機材費		会場使用料(付帯設備含む)、会場設営費・撤 去費、音響・照明費、映写機材費、看板制作費 等 (レンタル含む)	
その他		その他市長が適当であると判断した経費	
補助対象外 経費	<ul style="list-style-type: none"> ・自らが管理する会場施設の会場使用料 ・弁当類・飲料、レセプション・パーティ費、その他飲食経費 ・振込手数料 ・交際費・接待費 ・予備費、雑費等用途が曖昧な経費 ・事業関係団体(主催者・共催者)の構成員や会員に支払う経費 ・事務運営管理に関する経費(事務所人件費を含む) ・その他市長が適当でないと判断した経費 		
補助率	補助対象経費の2分の1以内(当該補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)		
補助上限額	10,000千円 ただし、補助対象経費の種別ごとに上限を設ける。 ソフト事業：5,000千円 ハード事業：5,000千円		

千葉県ナイトタイムエコノミー推進事業申請書

(あて先) 千葉市長

申請者 住 所
 団 体 名
 代表者名

⑩

※申請者（法人にあたってはその代表者）が自署しない場合は、記名押印すること。

年度千葉県ナイトタイムエコノミー推進支援制度の支援を受けたいので、千葉県ナイトタイムエコノミー推進支援制度要綱第7条の規定により、次のとおり申請します。

事業名			
事業の目的			
事業の内容		日時	
		場所	
		内容	
事業の効果・目標			
支援を受けようとする事業経費補助の額及び算出基礎		ソフト事業 (補助対象経費)	補助金額 千円 (千円未満切捨) 千円
		ハード事業 (補助対象経費)	補助金額 千円 (千円未満切捨) 千円
支援事業の	着手年月日	年 月 日	
	完了年月日	年 月 日	
添付書類		1 事業計画書 (様式第1号の2) 2 事業の内容がわかる企画書等の書類 3 要件確認申立書 (様式第1号の3) 4 定款又はこれに準ずる書類及び役員名簿 5 登記事項証明書 (3か月以内のもの) 6 納税証明書 7 直近1期分の決算書類	
連絡担当者		氏名	Email
		T E L	F A X

千葉県ナイトタイムエコノミー推進事業計画書

1 事業方針

(1) コンセプト	
(2) ターゲット	
(3) 運営体制	
(4) 事業スケジュール	
(5) 来場者数	
(6) 経済効果	
(7) 集客方法	
(8) 収益確保方法	
(9) 景観演出方法	
(10) 次年度以降の計画	
(11) その他特記事項、PR したい点等	

2 収支予算

		区分	項目	内訳	予算額 (円)	
収入	事業収入		入場料・参加費			
			出店料			
			飲食・物販			
			その他			
	事業外収入		協賛金			
			広告料			
			その他			
			自己負担金			
		補助金 (見込額)				
総額						
支出	区分	事業	項目	内訳	予算額 (円)	
	補助対象経費	ソフト事業	音楽・文芸・美術費			
			舞台費			
			印刷費、宣伝費			
			謝金、記録費、通信費、旅費等			
			その他			
		小計 (A)				
	ハード事業	工事請負費				
		会場費・演出機材費				
		その他				
		小計 (B)				
	補助対象経費計 (A + B)					
	補助対象外経費					
		補助対象外経費計 (C)				
	総額 (A + B + C)					

要件確認申立書

(あて先) 千葉市長

千葉市補助金等交付規則（以下「規則」という。）第3条第2項第4号の規定に基づき、千葉市ナイトタイムエコノミー推進支援制度要綱（以下「要綱」という。）にかかる支援申請を行うにあたり、規則第4条の2第1号から第3号のいずれにも該当しないことを、下記のとおり申立てます。

なお、いずれかに該当することとなった場合には、直ちにその旨を届け出ます。

また、いずれかの該当の有無等に関して調査が必要となった場合には、千葉市が求める必要な情報又は資料を遅滞なく提出するとともに、その調査に協力し、調査の結果、該当することが判明した場合には、規則第17条に基づき、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消されても、何ら異議の申し立てを行いません。

記

- 1 千葉市暴力団排除条例（平成24年千葉市条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団
- 2 暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員等
- 3 暴排条例第9条第1項に規定する暴力団密接関係者

年 月 日

住 所
団 体 名
代 表 者 名

Ⓜ

※申請者（法人にあたってはその代表者）が自署しない場合は、記名押印すること。

様

千葉県ナイトタイムエコノミー推進事業決定通知書

年 月 日付で申請のあった 年度千葉県ナイトタイムエコノミー推進事業について次のとおり決定したので、千葉県ナイトタイムエコノミー推進支援制度要綱第 10 条の規定により通知します。

年 月 日

千葉市長



補助金の交付決定額	円
補助金交付予定時期	年 月 日
交 付 条 件	<ol style="list-style-type: none"> 1 支援事業の内容、経費の配分又は遂行計画の変更をする場合には、あらかじめ市長の承認を受けること。ただし、事業計画書の補助対象経費の範囲内において、補助対象経費の 20%以内での軽微な変更で、かつ当初の事業内容との同一性が認められる範囲内の内容の変更にあつては、この限りでない。 2 支援事業を中止し、又は廃止する場合には、あらかじめ市長の承認を受けること。 3 支援事業が予定の期間内に完了しない場合、又は支援事業の遂行が困難となった場合には、すみやかに市長に報告し、その指示を受けること。 4 市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があつた場合には、その収入の一部又は全部を市に納付させることがあること。 5 支援事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図ること。 6 支援を申請した者又は支援を受けた者は、市長が支援事業に関し報告を求めた場合、又はその職員をして支援に係わる帳簿、書類等を調査させることを必要とした場合は、これに応ずること。 7 千葉県補助金等交付規則及び千葉県ナイトタイムエコノミー推進支援制度要綱を遵守すること。 8 その他市長が必要と認める事項

(教示)

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

様

千葉県ナイトタイムエコノミー推進事業不決定通知書

年 月 日付けで申請のあった 年度千葉県ナイトタイムエコノミー推進事業については、承認しないことを決定したので、千葉県ナイトタイムエコノミー推進支援制度要綱第10条の規定により通知します。

年 月 日

千葉市長



(不決定の理由)

(教示)

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

千葉県ナイトタイムエコノミー推進事業変更（中止・廃止）承認申請書

（あて先） 千葉市長

支援決定事業者 住 所
 団 体 名
 代表者名

⑩

※申請者（法人にあたってはその代表者）が自署しない場合は、記名押印すること。

年 月 日付、 指令第 号で支援決定があった 年度千葉県ナイトタイムエコノミー推進事業を次のとおり変更（中止・廃止）したいので、承認されますよう千葉県ナイトタイムエコノミー推進支援制度要綱第 1 1 条の規定により申請します。

変 更 内 容	変 更 前	
	変 更 後	
補 助 対 象 経 費	変 更 前	1 ソフト事業 千円 2 ハード事業 千円
	変 更 後	1 ソフト事業 千円 2 ハード事業 千円
変 更 （ 中 止 ・ 廃 止 ） 理 由		
変 更 （ 中 止 ・ 廃 止 ） 予 定 年 月 日		年 月 日
添 付 書 類	1 事業計画書（様式第 1 号の 2） 2 事業の内容がわかる企画書等の書類 3 その他市長が必要と認める書類	

様

千葉県ナイトタイムエコノミー推進事業変更（中止・廃止）承認・不承認通知書

年 月 日付で申請のあった 年度千葉県ナイトタイムエコノミー推進事業変更（中止・廃止）について、千葉県ナイトタイムエコノミー推進支援制度要綱第 11 条の規定により、これを承認・不承認したので通知します。

年 月 日

千葉市長



（内容）

（理由）

千葉県ナイトタイムエコノミー推進事業状況報告書

(あて先) 千葉市長

支援決定事業者 住 所
団 体 名
代表者名

⑨

※申請者（法人にあたってはその代表者）が自署しない場合は、記名押印すること。

年 月 日付、 指令第 号により支援決定があった
年度千葉県ナイトタイムエコノミー推進事業の 年 月 日現在の執行状況について、千葉県ナイトタイムエコノミー推進支援制度要綱第 1 2 条の規定により、次のとおり報告します。

支援事業の	着手年月日	年 月 日
	完了年月日	年 月 日
支援事業の経過及び内容		
添 付 書 類	1 経過及び内容を証する書類等 2 その他市長が必要と認める書類	

千葉県ナイトタイムエコノミー推進事業実績報告書

(あて先) 千葉市長

支援決定事業者 住 所
団 体 名
代表者名

印

※申請者（法人にあたってはその代表者）が自署しない場合は、記名押印すること。

年 月 日付、 指令第 号により支援の決定があった年度千葉県ナイトタイムエコノミー推進事業の実績について、千葉県ナイトタイムエコノミー推進支援制度要綱第13条の規定により、次のとおり報告します。

事 業 名		
支 援 事 業 の	着 手 年 月 日	年 月 日
	完 了 年 月 日	年 月 日
補 助 金 の 交 付 決 定 額	円	
補 助 事 業 の 精 算 額	円	
添 付 書 類	1 事業報告書（様式第7号の2） 2 事業経過及び成果がわかる書類 3 補助対象経費となる領収書 4 その他市長が必要と認める書類	

千葉県ナイトタイムエコノミー推進事業報告書

1 事業報告

事業名		
事業の目的		
事業の内容及び実績	日時	
	場所	
	内容	
事業の効果及び成果		
事業の今後の課題		
来年度以降の取組		
補助金による効果 補助金の課題		

2 収支決算

		区分	項目	内訳	決算額 (円)		
収入	事業収入		入場料・参加費				
			出店料				
			飲食・物販				
			その他				
	事業外収入		協賛金				
			広告料				
			その他				
			自己負担金				
		補助金 (清算額)					
総額							
支出	区分	事業	項目	内訳	決算額 (円)		
	補助対象経費	ソフト事業		音楽・文芸・美術費			
				舞台費			
				印刷費、宣伝費			
				謝金、記録費、通信費、旅費等			
				その他			
		小計 (A)					
	ハード事業		工事請負費				
			会場費・演出機材費				
			その他				
		小計 (B)					
	補助対象経費計 (A + B)						
	補助対象外経費						
		補助対象外経費計 (C)					
		総額 (A + B + C)					

様

千葉県ナイトタイムエコノミー推進事業補助金額確定通知書

年 月 日付千葉県ナイトタイムエコノミー推進事業実績報告書により、年度千葉県ナイトタイムエコノミー推進事業補助金額を次のとおり確定したので、千葉県ナイトタイムエコノミー推進支援制度要綱第 14 条の規定により通知します。

年 月 日

千葉市長



補助金の交付決定額	円
補助事業の精算額	円
補助率	%
補助金の確定額	円

様式第9号

千葉県ナイトタイムエコノミー推進事業補助金交付請求書

年 月 日

(あて先) 千葉市長

支援決定事業者 住 所
団 体 名
代表者名

⑩

※申請者（法人にあたってはその代表者）が自署しない場合は、記名押印すること。

年 月 日付、 達第 号により確定した 年度千葉県ナイトタイムエコノミー推進事業補助金の交付について、千葉県ナイトタイムエコノミー推進支援制度要綱第15条の規定により、次のとおり請求します。

補助金の確定額	円
補助金の既交付額	円（ 年 月 日交付）
補助金の交付請求額	円
交付希望年月日	年 月 日
添付書類	1 千葉県ナイトタイムエコノミー推進事業決定通知書の写し 2 千葉県ナイトタイムエコノミー推進事業補助金額確定通知書の写し 3 その他市長が必要と認める書類

様式第10号

千葉県ナイトタイムエコノミー推進事業補助金事前交付請求書

年 月 日

(あて先) 千葉市長

支援決定事業者 住 所
団 体 名
代表者名

㊟

※申請者（法人にあたってはその代表者）が自署しない場合は、記名押印すること。

年 月 日付、 指令第 号により交付決定があった年度千葉県ナイトタイムエコノミー推進事業補助金の事前交付を次のとおり受けたいので、千葉県ナイトタイムエコノミー推進支援制度要綱第15条の規定により、次のとおり請求します。

補助金の交付決定額	円
事前交付請求額	円
添付書類	1 千葉県ナイトタイムエコノミー推進事業 決定通知書の写し 2 資金計画書 3 その他市長が必要と認める書類

様

千葉県ナイトタイムエコノミー推進事業決定取消通知書

年 月 日付 指令第 号で決定した 年度千葉
市ナイトタイムエコノミー推進事業について決定を取消したので、千葉県ナイトタ
イムエコノミー推進支援制度要綱第 1 6 条の規定により通知します。

年 月 日

千葉市長



補助金の交付決定額	円
取 消 額	円
取消後の交付決定額	円
決定取消の理由	

千葉県ナイトタイムエコノミー推進事業補助金返還命令書

様

千葉県ナイトタイムエコノミー推進支援制度要綱第17条の規定により、次のとおり返還を命じます。

年 月 日

千葉市長



補助金の交付決定額	円
補助金の既交付額	円(年 月 日交付)
返還すべき金額	円
返 還 期 限	年 月 日まで
返 還 を 命 ず る 理 由	
返 還 方 法	

様式第13号

千葉県ナイトタイムエコノミー推進事業に係る財産処分承認申請書

年 月 日

(あて先) 千葉市長

支援決定事業者 住 所
団 体 名
代表者名

⑩

※申請者（法人にあたってはその代表者）が自署しない場合は、記名押印すること。

年 月 日付、 指令第 号により決定があった 年度
千葉県ナイトタイムエコノミー推進事業補助金により取得した財産について、次のとおり処分したいので、千葉県ナイトタイムエコノミー推進支援制度要綱第18条の規定により、次のとおり申請します。

処分財産の品名及び取得年月日	
処分財産の取得価格及び時価	
処分の方法（有償による処分の場合は、処分価格）	
処 分 の 理 由	